

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会
会長 浅野 正一
(公印省略)

「特定技能制度等に関する下請指導ガイドライン」の改訂について

標記の件について、山梨県県土整備部長より通知がありました。

今般、特定技能外国人を含め、建設業において外国人材が増加していることを踏まえ、建設業における特定技能外国人の受入れに関する元請企業と下請企業の役割と責任を明確にし、適正かつ円滑な実施を図ることを目的として本ガイドラインが改訂されました。

つきましては、下記に示す改正事項並びに添付資料をご確認いただき、貴団体傘下会員(組合員)宛にご周知のほどよろしくお願い致します。

記

【主な改正事項】

- (1) 元請企業の役割と責任
 - ・施工体制台帳や再下請負通知書を活用した確認と指導等
 - ・施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い
 - ・一号特定技能外国人の現場入場について
- (2) 受入企業の役割と責任
- (3) 外国人材を受け入れる下請企業への指導等について

※本ガイドライン等は、下記 URL に掲載されております。

《国土交通省 HP》

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html

【運用要領第4】元請建設業者が行う指導ガイドライン

- 「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」2026.2.9 更新
- 「新旧対照表」

以上